

## 男性労働者の育児休業等取得率(育児・介護休業法に基づく公表)

育児・介護休業法の改正により、令和5年4月1日から、常時雇用する労働者が1,000人を超える事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられました。

公表日の属する事業年度の直前の事業年度(公表前事業年度)における男性労働者の育児休業等取得率について、以下に公表します。

男性労働者の育児休業等取得率 (  $\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$  )

令和4年度 33%